総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の二
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の〇・五
	百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の〇・二五

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。